

第35回丹後半島駅伝大会府民参加の部 参加取扱要領

1 申込み

- (1) チーム構成は、開催要項「13 チーム構成」の規定により、1チームは選手8人（補欠2人を含む）以内とし、監督は選手を兼ねることができる。
なお、監督・選手の性別は問わない。
- (2) 申込みは「第35回丹後半島駅伝大会 府民参加の部参加申込書」（別紙）で申込みこと。
- (3) 申込期限は、令和4年10月26日（水）17時までとする。
- (4) 府民参加の部の定数は10チームとし、定数を超える申込みがあった場合は抽選とする。
- (5) 選手登録の追加・変更は、令和4年11月18日（金）までに行うものとし、以後は原則認めない。万一、未登録者の出場が判明したときは、その時点で当該チームを出場停止とする。
- (6) 参加費は1チーム5,000円とする。申込受付後、監督に専用の振込用紙を送付するので、振込用紙到着後1週間以内に納入すること。なお、参加費の納入をもって正式受付とする。
- (7) 令和4年11月11日（金）以降に参加を取り消した場合は、参加費を返金しない。

2 駐車場及び大会中の移動

- (1) 出場チームは指定された駐車場に駐車し、駐車後は主催者の用意するバスを利用しなければならない。
- (2) 駐車場及び大会中の移動の詳細は、出場チームに事前に案内する。
- (3) 伴走は、どのような理由があろうとも危険行為とみなし、判明した時点で失格とする。

3 試走

試走は、各チームの責任で自主的に行うものとする。

4 その他

登録者の大会前日の試走及び大会中の事故については、厚生会の傷害見舞金の対象とする。